新型コロナウイルス感染症拡大防止方針

京都西山短期大学

1．基本事項

① 本学構内入構者（学外者を含む）に対しては、構内滞在時にマスクの着用を義務付けます。（食事や運動等でマスクを着用できない場合を除く）。

② 学外者に対しては、不要不急のキャンパス入構を控えるよう協力を求め、発熱や咳等の症状がある場合や体調がすぐれない場合には、入構を禁止します。

③ キャンパス入構者には、次のいずれかの対応を求めます。

・京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」のインストール

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストール

④ 感染リスクが高まる『5 つの場面』に留意しながら「新しい生活様式」の積極的な実践と自身の健康管理を徹底し、身体的距離を確保する、食事の際に会話を控える等、各自においても感染予防のための取組を求めます。

⑤ 基礎疾患や持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生及び教職員に対しては、出校について配慮します。

⑥ 外国人留学生等の受入れ、外国への留学や出張においては、「外務省海外安全ホームページ」等、政府等が発信する最新情報を把握し、実施の適否を判断します。

また、日本への帰国・入国においては、政府によるいわゆる水際対策に沿って適切に対応します。

⑦ 各施設の入口に消毒液を配置しますので、入館時には各自で手や指の消毒を行ってください。また、授業時間の前後等での消毒液による消毒も推奨します。

⑧ 各部屋の利用者は、扉の開放に努めてください。扉の開放が利用用途に支障をきたす場合は、一定の時間間隔で扉を開放して換気を行ってください。

⑨ 各部屋の利用者は、窓を常時又は一定の時間間隔で開放して換気を行ってください。天気や利用用途により常時窓の開放が困難な場合は、可能な程度での窓の開放や換気装置の作動により、換気量の確保に努めてください。

⑩ 学生及び教職員に対して、大学内外を問わず、国から示された、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を遵守するよう求めます。

2．授業運営及び成績評価について

（基本事項）

① 授業形態は対面授業を原則としますが、必要に応じてオンライン授業が実施できる体制を維持します。

② 対面授業はコロナ対策用の教室定員（又は試験定員）以内の人数で実施します。

③ 講義科目のうち、受講者が 40 名を超える授業については、教育効果を担保したうえで、オンライン型授業として開講することがあります。

④ 新型コロナウイルス感染状況により、大学が対面授業の中断（または中止）を判断した場合は、その時点よりすべての授業をオンライン授業に切り替えることとします。

⑤ 令和２年度蓄積したオンライン授業のノウハウを令和３年度も活用・継承するため、授業形態に関わらず、必要な授業情報はオンラインにより学生に提供します。

⑥ その他、授業に係わる留意事項等については、別途お知らせします。

（出欠の取扱い・評価について）

① 新型コロナウィルス感染症の起因により通学できなかった（又は遠隔授業に参加できなかった）学生に対して、一律に欠席扱いとして成績評価に反映させるのではなく、当該授業回の内容理解を深める学修活動（レジュメの提供等）を促す等配慮を行ったうえで、適切に成績評価を行います。

４．スクールバスの運行について

本学への通学のスクールバスについては、感染予防対策として運行中は常に換気し、毎日車内を消毒して運行します。ただし完全な３密を回避した運行が困難なため、下記に記載した注意点を守り、お互いが安心して乗車できる環境をつくり利用してください。

〈乗車時の注意点〉

① 自宅にて検温をし、平熱を確認してください。

② 乗車時は、必ずマスクを着用してください。

※忘れた場合は、運転手へ申し出てください。

③ 乗車中は、前方を向き、会話はしないでください。

５．学内施設利用について

（１） 図書館の利用

図書館の利用については、状況に応じて種々の制限を適宜、設定あるいは解除します。

詳細は、図書館の掲示版にて確認ください。

（２）情報処理演習室の利用について

①入室前に手洗い・アルコール消毒をしてください。

②パソコン使用後は、除菌ウエットティッシュ等にて、キーボード、マウスなど使用箇所を拭いてください。

（３）個別ピアノ室の利用について

①1 部屋に１人以上入らないでください。

②換気しながら使用してください。

③入室前に手洗い・アルコール消毒をしてください。

④ピアノ使用後は、除菌ウエットティッシュ等にて、鍵盤等使用箇所を拭いてください。

（4）昼食について

昼食時は、食堂の密度が高く、対話が発生しやすい特性を踏まえ、消毒の徹底や３密を徹底的に回避するなど、各々にて以下の感染拡大予防の取り組みを講じてください。

① 必ず食事前に、手洗い・消毒を行い、座席は間隔を十分に空けてください。

② 食堂やラウンジなどでは「×」が貼ってあるところには座らないでください。

③ 食堂で並ぶ時には、一定の間隔をあけて並んでください。

④ 食事中は、黙食を基本としてください。

6．イベント・セミナー等の開催について

本学主催については、適切な感染拡大防止策が実施されていることを前提に、屋内においては収容定員の５割以内の参加人数、屋外であれば、人と人との距離を確保（できるだけ 1m以上）し得る程度の参加人数を目安として開催の可否を大学で判断します。また、学外者主催のイベント等開催にかかる施設貸与の可否についても、同様に大学で判断します。

7．学内施設・設備の消毒・換気及び利用上の留意点

① 共用エリア及びその日使用した教室、図書館、トイレ等は、ドアノブや什器等の消毒を実施します。

② 情報処理演習室コンピュータ教室等は、担当者において利用者が利用した PC 等の消毒を実施します。

③ 各教員は、換気装置を作動させ、授業を行ないます。

④ トイレのブースがすべて使用中の場合は、トイレの外で順番を待つこととします。

⑤ 適切な距離を確保するため、できるだけ椅子等の什器は削減します。

⑥ 学内施設・設備の利用については、上記の他、管理部署が個別に定める指示に従うこととします。

8．課外活動について

課外活動等については、学生が、消毒の徹底や３密を回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で活動を認めます。活動にあたっては、万一の場合の状況把握ができるよう、各団体で検温、活動時間、参加者、活動内容等を記録することを義務付けます。

ただし、緊急事態宣言が発令された場合は、その日よりいかなる活動も宣言解除まで中止とし、まん延防止等重点措置が適用された場合は、活動時間を２時間以内とし、その活動内容によって、適宜活動内容を規制します。

① 所定の「届出書」に参加者名簿・活動内容・活動時間等を記載し教学課に提出すること。
② 課外活動ごとの感染拡大防止の責任者は各クラブ・サークル等の顧問とします。
③ 部員各自は日常的な健康管理（観察）に努めることとし、発熱・倦怠感・咳・咽頭痛など体調不良者及び海外帰国者（帰国後２週間以内）の課外活動への参加は認めません。
④ 活動にあたっては、マスクを着用（運動中については、マスクと同等の効果のあるものを可とする）し、３密の回避・換気・手洗い・消毒などの感染防止対策に努めること。
⑤ 宿泊を伴う遠征・合宿は当面禁止します。
⑥ 大会・コンテスト等学外で実施する通常活動以外のイベントへの参加は、大会主催者や競技団体のガイドラインを厳守することを条件に許可します。
⑦ 飲食を伴う関係行事は禁止します。
⑧ その他、学生行事等に関わる留意事項等は、別途お知らせします。

９．公務出張について

府県をまたぐ不要不急の出張は原則禁止とします。オンライン等で代替可能な事案については、可能な限りオンライン等で対応します。
学生引率及び研究活動に伴う出張についても同様としますが、出張先の警戒基準等を確認の上、出張の可否について判断し、必要に応じて感染防止対策を最大限に講じた上で行うことを原則とします。

１０．感染の可能性がある場合の対応について

次の症状がある方は、すみやかにかかりつけ医又はきょうと新型コロナ医療相談センターに電話相談のうえその指示に従い、あわせて本学にその指示内容を電話連絡してください。

A 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱、嗅覚・味覚障害等の強い症状のいずれかがある場合
B 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
C 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
※症状が２日以上続く場合はご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

発熱症状などのある方は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）に電話

- 医療機関が指定した時間に診察し、医師の判断により新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査を実施（または、検査のできる医療機関を紹介します。）
- 夜間や医療機関が休みのとき、かかりつけ医のいない方は、「きょうと新型コロナ医療相談セ

ンター」に連絡

TEL：075-414-5487（365 日 24 時間、京都府・京都市共通）

注※　外国語対応も可能です。

対応語：英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語（10 時から 20 時）・タイ語（9 時から 18 時）

京都西山短期大学

TEL：075-951-0023（平日 9:00～17:00）

１１．対象期間

本方針は、令和３ 年８月 20 日からとしますが、今後の感染拡大状況や政府及び京都府等の政策等により、その都度、学長の下で適宜改訂を検討するものとします。

以上